

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内に所在する訪問介護等サービスを運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、対象経費は、次のとおりとする。

事業	対象経費	補助率	限度額
(1) 人材確保体制構築 支援事業	下記のとおり	10 / 10	別添1のとおり
(2) 経営改善支援事業			

※補助対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月31日

2 補助金の対象となる事業の要件は次のとおりとする。

(1) 人材確保体制構築支援事業

事業所における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援することを目的とする経費

ア 研修体制の構築の支援

ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用
- ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用

イ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。

(2) 経営改善支援事業

事業所における経営基盤の強化や経営状況の改善等に資することを目的とする経費

ア 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不規則な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。

【補助対象の例】

- ・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費
- ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費

イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

3 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 本事業の対象期間外に支出したもの
- (2) 介護報酬や他の国庫補助金の対象になっているもの
- (3) その他当該事業として適当とは認められない費用

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）
 - (2) 研修支援や広報活動等を行う場合の見積書の写し
 - (3) その他知事の定める書類
- 5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の1月31日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類の写し
 - (2) その他知事の定める書類

(補助金の額の確定)

第7条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

- 2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

（交付の方法）

第9条 知事はこの補助金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができるものとする。

（決定の取消し等）

第10条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されて

いるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

下記により令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）経費所要額調書（様式第1号別紙1）
- （2）研修支援や広報活動を行う場合の見積書の写し
- （3）その他知事の定める書類

様式第3号（第8条関係）

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金事業
変更承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付高福第 号で交付決定を受けた令和8年度
訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金について、事業の変更の承認
を受けたいので令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交
付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更後交付申請額 金 円

3 添付書類

(1)

(2)

(3)

(4)

様式第4号（第8条関係）

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金事業中止（廃止）
承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（申請者）
法人所在地
法人名称
代表者
役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

様式第5号（第6条関係）

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

4 添付書類

（1）補助対象事業に係る支払が確認できる書類の写し

（2）その他知事の定める書類

様式第6号（第7条関係）

令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付確定通知書

高 福 第 号
令 和 年 月 日

様（事業所名・サービス種別）

埼玉県知事

令和 年 月 日付け高福第 号で交付決定をした令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金については、令和 年 月日付け実績報告に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

様式第7号（第8条関係）

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

法人所在地

法人名

代表者
役職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高福第 号で交付決定を受けた令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）
第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等